

令和7年4月1日

各 位

公益財団法人 兵庫県健康財団
保 健 検 診 セ ン タ ー 所 長

健康診断実施時における感染症対策について

平素は、当財団健診事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更されておりますが、医療機関では引き続き一定の感染対策が必要であることから、当財団による健康診断等の実施にあたっては、下記のとおり対応させていただきますので、ご理解、ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1 以下に該当する方は、健診を受診されずに、専門の医療機関にご相談ください。

- ・発熱、倦怠感、咳等の呼吸器症状がある場合など、体調が優れない場合

2 健診スタッフについて

(1) 健診施設（会場内）では、すべての職員はマスクを着用します。

(2) 手指の消毒等を励行します。

3 その他

今後、国から新たな感染対策等の方針が出された場合は、それを踏まえ、当財団の対応を検討します。